

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（986））

2. 日時：平成30年5月25日 16時40分～17時10分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議卓

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、川崎安全管理調査官、穂藤安全審査官

（実用炉審査部門）

臼井廃止措置専門官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他4名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、「12条 安全施設」について、本日の提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

○ 東海発電所において発生する廃棄物を東海第二発電所と東海発電所で共用する雑固体廃棄物焼却設備及び雑固体減容処理設備により焼却することについて、東海発電所の廃止措置計画及び保安規定において明確化することとして、当該焼却に伴う被ばく評価及び放出管理を明記して提示すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・東海第二発電所 DB12条まとめ資料における東海発電所の固体廃棄物処理に係わる記載について